

## 一般財団法人つくば市国際交流協会ボランティア規約

一般財団法人つくば市国際交流協会ボランティア規約（2017年（平成29年）2月20日）の全部を改正する。

### （目的）

第1条 つくば市国際交流協会（以下「協会」という。）において、国際交流や多文化共生事業を実施するにあたり、個人がその意欲と能力を生かして事業に参加または協力することにより協会事業の達成に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 ボランティアとは、事業の目的の達成に協力する意欲及び能力のある個人とする。

### （種類及び内容）

第3条 ボランティアは、通訳・翻訳、生活サポーター、大人日本語講師、こども日本語講師、イベント支援の5つのカテゴリーからなり、それぞれ次の表に掲げる活動をおこなう。

カテゴリー	活動内容
通訳・翻訳	イベントや公的機関での通訳およびチラシ等の翻訳など
生活サポーター	Facebookのグループ「OTONARISAN」に登録している外国人市民に対し、日常生活の相談または同行による支援および自宅等での日本文化体験を提供する。
大人日本語講師	協会が主催する大人日本語講座での講師
こども日本語講師	協会が主催する子ども日本語勉強会などにおける講師
イベント支援	協会が関係するイベントなどへの協力（企画・準備・運営の補助など）

### （登録条件）

第4条 それぞれのボランティアへの登録条件は次の表に掲げるとおりとする。

種別	能力・資格条件	年齢条件*
通訳・翻訳	英語は、TOEIC730点以上、英検準1級以上またはこれに準ずる資格や経験。また、その他の言語は、日本語・外国語とも、活動に支障のない言語能力	15歳以上 (高校1年生)
生活サポーター	相談または同行による支援は「通訳・翻訳ボランティア」に登録している方。なお、	18歳以上 (大学1年)

	Facebook グループへの登録や日本文化の紹介、体験にあたっては外国語の語学力は不問、その上で説明会を受けた人	生)
大人日本語講師	協会が主催する「大人日本語講師ボランティア入門講座」修了者、または教室での日本語講師経験者および日本語講師になるための各種検定試験等合格者および教育課程を修了した方	18 歳以上 (大学 1 年生)
こども日本語講師	協会が主催する「こども日本語指導者研修会」修了者、またはこどもへの日本語指導経験者およびこどもに対する日本語指導の各種教育課程を修了した方	18 歳以上 (大学 1 年生)
イベント支援	イベントに興味があり、当日参加できる方。外国語の語学力は問わない。但し、外国語を母語とする場合 JLPT N4 またはそれと同等以上の日本語力がある方	15 歳以上 (高校 1 年生)

#### (登録方法)

第 5 条 登録を希望する個人は Google form のボランティア登録フォームの送信、または、別紙に定める様式 1 を電子メールまたは直接持参による提出により申し込みをおこなうものとする。また、第 4 条に定める条件を満たしている場合、登録を希望するカテゴリーの様式 2 を、様式 1 に併せて提出するものとする。さらに、第 4 条に定める年齢等の条件は、18 歳未満の高校生となり、その保護者は別紙に定める様式 3 を提出しなければならない。

#### (登録期間)

第 6 条 登録期間は、登録した年度を含めて 3 年度末までとする。

#### (登録満了に伴う更新)

第 7 条 協会は、登録期間の更新に関して何らかの方法で意向確認をおこなうものとする。

#### (登録内容の変更)

第 8 条 登録内容の変更は、随時受け付けるものとする。

2 登録内容の変更を希望する場合、様式 1 及び該当する様式 2 を電子メールまたは直接持参にて提出するものとする。

#### (登録の抹消)

第9条 登録の抹消は、随時受け付けるものとする。

2 協会は次の各号のいずれかに該当する場合、予告なく登録を抹消することができる。

- (1) 様式に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加した事業において不適切な行為をおこなった場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動の場として事業を利用した場合
- (4) その他協会が必要と判断した場合

(情報提供)

第10条 協会は、ボランティアの募集や活動依頼、その他のイベント情報などを原則として電子メールにて提供する。

(個人情報の取扱い)

第11条 ボランティア登録に際して協会が提供を受けた個人情報については、ボランティア活動の通知、連絡、協会が作成する統計情報、保険への加入、協会が主催・共催・後援または協力するイベント情報の提供についてのみ使用し、第三者へ開示・提供することはないものとする。

(活動における責任の所在について)

第12条 原則としてボランティアは自己の責任において事業に協力するものとする。

2 協会は、事業の内容に鑑みて、必要に応じてボランティア保険等に加入するものとする。但し、自宅での活動について保険の適用はない。

3 第3条に掲げる活動に関係のない恣意的な行為により、ボランティアが第三者に対して損害を与えた場合、もしくはサポーターが第三者と紛争を生じた場合は、協会は一切責任を負わないものとする。

(改定)

第13条 この規約は協会理事長により適宜改定できるものとする。

(附則)

この規約は、2017（平成29）年1月16日より施行する。

改正は、2026年4月1日より施行する。